

第8回 第4次大阪府障がい者計画評価・見直し検討部会

開催日時 平成29年3月31日（金）午前10時から12時

開催場所 KKRホテル大阪 2階「星華の間」

出席委員

泉元 喜則	忠岡町 健康福祉部	いきがい支援課長
岩田 俊二	社会福祉法人 弥栄福祉会	理事長
上田 一裕	一般財団法人 大阪府視覚障害者福祉協会	副会長
◎大谷 悟	大阪体育大学 健康福祉学部健康福祉学科	教授
奥脇 学	有限会社 奥進システム	代表取締役
小尾 隆一	社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会	理事兼事務局長
真田 政稔	社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会	事務局次長
田垣 正晋	大阪府立大学 人間社会学部	准教授
高橋 喜義	特定非営利活動法人 大阪難病連	理事長
中井 悌治	一般財団法人 大阪府身体障害者福祉協会	副会長
中内 福成	障害者（児）を守る全大阪連絡協議会	代表幹事
長尾 喜一郎	一般社団法人 大阪精神科病院協会	理事
長宗 政男	公益社団法人 大阪聴力障害者協会	事務局長
成澤 佐知子	社会福祉法人 四天王寺福祉事業団四天王寺悲田富田林苑	施設長
林 信子	公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会	副会長
福田 啓子	一般社団法人 大阪自閉スペクトラム症協会	理事
古田 朋也	障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議	議長

◎会長

○事務局

それでは定刻になりましたので、ただ今より「第8回 第4次大阪府障がい者計画評価・見直し検討部会」を開催いたします。

委員の皆さまにおかれましては、ご多忙のところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、開会にあたりまして、西口障がい福祉室長よりごあいさつを申し上げます。

○事務局

皆さま、おはようございます。委員の皆さまには、年度末の何かとお忙しい中、「第8回 第4次大阪府障がい者計画評価・見直し検討部会」にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また日ごろは、大阪府の障がい福祉行政の推進に格別のご理解とご協力をいただいておりますことを、この場をお借りいたしまして厚くお礼を申し上げます。

皆さまご承知のとおり、先週末になりますが、2月の定例府議会が閉会いたしました。この部会でも何度かご紹介をさせていただきました、いわゆる手話言語条例をはじめ、障がい福祉関係の事案につきましては、全て可決をいただきました。

今後、手話言語条例につきましては、条例に基づく手話の認識、普及、並びに習得機会の確保を図るべく、具体的取り組みに着手してまいります。

また、「福祉関連情報発信・コミュニケーション支援拠点」、これはまだ仮称でございますが、この平成32年度早期の整備に向けまして、来年度は設計業務に入っております。さらに、長期入院精神障がい者に対する退院促進に向けた支援策を強化・充実するなど、障がいのある方々の自立をしっかりと支援してまいります。

さて、議論を重ねてまいりました本部会も、今回が最後となります。大谷部会長はじめ委員の皆さまには、全ての部会におきまして熱心にかつ積極的にご審議をいただきまして、心から感謝を申し上げます。

本日は、前回事務局よりお示しをいたしました意見具申の素案に対しまして、皆さまからいただきましたご意見を反映した最終案をご用意させていただいております。意見具申（案）につきましては、本日、ご合意をいただくことができますれば、来年度できるだけ早期に、大阪府障がい者施策推進協議会に報告をさせていただきたいと存じます。推進協議会での審議が終わりますと、いよいよ大阪府として、障がい者計画の改定作業に入っております。

また、生活ニーズ実態調査につきましても、最終の集計結果に加えまして、皆さまからのご意見をもとに行いましたクロス集計の結果を取りまとめてございます。今後、障がい者計画の改定作業にあたっての重要なデータといたしまして、次年度以降も引き続き、分析・評価を重ねてまいりたいと存じます。

第4次大阪府障がい者計画の見直しにつきましては、本日が一つの区切りということにはなりますけれども、同時に改定作業のキックオフということにもなります。

皆さま方には、次年度の改定作業も見据えまして、本日もこれまでと同様、積極的にご議論をいただき、忌憚のないご意見をいただきますようお願いを申し上げます、あいさつとさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

○事務局

続きまして、本日出席の委員の皆さまですが、配席図に記載のとおりとなっております。

続きまして事務局ですが、障がい福祉室をはじめ関係課が出席しておりますので、よろしく願いいたします。

次に、お手元にお配りをしております資料の確認をさせていただきます。

「次第」「委員名簿」「本日の配席図」。資料1としまして「第4次大阪府障がい者計画見直しについて意見具申修正版」、資料2としまして「平成28年度大阪府障がい者生活ニーズ実態調査結果」をお配りしております。

資料の不足等ございましたら、事務局までお知らせ願います。よろしいでしょうか。

次に、大阪府におきましては、会議の公開に関する指針を定めており、本指針に基づき、本会議も原則として公開としております。また、配布資料とともに、委員の皆さまの発言内容も、そのまま議事録として大阪府のホームページで公開する予定にしております。

ただし、委員名につきましては記載いたしませんので、あらかじめご了解いただきますようお願いいたします。

次に、この会議には、手話通訳をご利用されている聴覚障がい者の委員、点字資料を利用されている視覚障がい者の委員がおられます。障がい者への情報保障と、会議の円滑な進行のため、ご発言の際はその都度お名前をおっしゃっていただくとともに、手話通訳もできるよう、ゆっくりかつはっきりとご発言をお願いいたします。

また、点字資料につきましては、墨字資料とページが異なっておりますので、本日の資料を引用したり言及されたりする場合には、具体的な箇所を読み上げる等、ご配慮をお願いいたします。

それでは、以降の議事進行につきましては、大谷部会長にお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○大谷部会長

はい、皆さん、改めましておはようございます。

昨日は暖かかったのですが、今日は冬に逆戻りという感じの気候でございますけれども、物事は何事も、一直線には前に進まないということの表れではないかとも考えております。

ただ、この会議も8回目を迎えまして、最終というかたちで、年度末、皆さんに見直し検討部会としての最終案をご検討いただくところまでこぎつけることができましたことを、改めてお礼申し上げたいと思います。

それでは、早速ではございますが、時間の関係上、議事進行を務めてまいりたいと思います。お手元の次第に載っておりますように、今日は意見具申（案）の最終案というところでございます。

二つ目が、ニーズ調査の実態調査の分析について、これは前から提示をしているところでございますけれども、一応のまとめというところで、今日は皆さまのお手元に置かせていただいておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

今回、この資料に基づいて、皆さんからいただいた前回の意見を修正し、意見具申（素案）というかたちでお示しをしております。いただいた意見を可能な限り反映をしたいと、あるいは反映した内容になっているかと思っております。

今回は最終ということもございますので、大幅な見直しは少し避けたいと、考えておりますので、ご審議のご協力をよろしくお願ひしたいと思います。

また最終案にいろいろご意見があるかと思いますが、年度末でございますので、いただいたご意見をもとに、最終的には、私、あるいは事務局も含め一任をいただければ大変ありがたいかと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、1番目の意見具申（案）について、事務局からご報告をお願ひしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○事務局

大阪府障がい福祉企画課でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。座って説明をさせていただきます。

それでは、まずお手元の資料1をご覧ください。こちらにつきましては、前回の部会でお示しいたしました事務局の案につきまして、委員の皆さまからいただきましたご意見を反映し、修正したものとなっております。

変更点が分かるように、見え消しのかたちにしております。点字版では、修正の該当箇所につきまして、前回の事務局案をベースにいたしまして、修正該当箇所につきまして、掲載のページと、修正前の文章、それから修正後の文章というかたちで、資料をご用意させていただきます。

それでは、主な変更点につきましてご説明をさせていただきたいと思います。墨字版10ページ、点字版では4ページからをご覧ください。こちらは、生活場面1、地域やまちで過ごすところの、住まいの場の確保についての章でございます。

住まいの場を確保することにあたっての施設コンフリクトに関する具体的な記載をするべきだということでございまして、下線を引いてございます。

「しかし賃貸住宅への入居を断られる事例や、グループホーム等の開設時における施設コンフリクトの発生等、地域での障がい者への無理解や差別意識に基づくさまざまな課題が生じていることから、それらに関する状況を把握し、解決策の検討を進めていくことが必要である」という文章を加筆させていただいております。

また、一番下の〇をご覧ください。点字版は7ページからでございます。こちらにつきましては、グループホームの役割という中で、もともと虐待対応の場合などということを書いてございましたけれども、こちらを、「重度障がい者や生活困難などへの対応、養護者からの分離の受け皿となることで虐待対応の機能を果たし得る」という表現に変えさせていただいていること。

引き続きまして、「こういったグループホーム等に関する加算、報酬等につきましても、必要な働き掛けを国に対して行うべき」という文章を追加させていただいております。

11ページをご覧ください。4番の地域生活支援拠点等の整備ということで、点字版では8ページ上の後半からでございます。一つ目の〇の冒頭に、家族介護の問題を加筆すべきということでしたので、「障がい者が地域で暮らす上で、その介護を親が中心に担うという構図は、今後家族の高齢化が進む中で大きな課題である」ということにつきまして加筆をさせていただいております。

また、その2行下ですけれども、「保護者が健在であり、障がい者自身が若いうちから」につきましても、加筆をさせていただきました。

次に、12ページをご覧ください。点字では13ページとなっております。5番の相談支援についての四つ目の〇になってございます。最後のほうに、触法ケースについての詳述をすべきであるというご意見をいただきました。

「とりわけ」以降、「触法ケースの場合の地域移行については、相談支援事業所や福祉サービス事業所に対する適切な情報提供、助言等が重要であることから、地域生活定着支援センター等と連携しながら、関係機関を支援する仕組みを構築していくことが必要である」という文章を加筆させていただきました。

13ページでございます。6番の地域ネットワークについて、点字版では15ページからとなっております。二つ目の〇の後半に、地域共生社会の理念ということで加筆させていただきました。

さらに、以下でございます。「昨今、地域においては、障がい者への支援だけにはとどまらず、高齢の親、子どもも含めて、家族全体に支援を要する事例が増加していることから、高齢、子育て、障がい、医療等の分野が別々に支援するのではなく、地域で包括的に連携し支援することが重要である」ということを加筆いたしました。

14ページでございます。点字版では17ページ後半から、7番のまちでの快適な生活についての一つ目の〇に、バリアフリーのまちづくりという中で、「駅エレベーターの複数設置」でありますとか、「ホーム柵を設置する際のホームと車両のすき間、段差の解消」といった具体例を書かせていただいております。

15ページでございます。こちらは生活場面2の学びの章に入っております。点字資料では20ページからでございます。ここではインクルーシブ教育ということで、やはり方向性が違うという部分がございますので、こういったインクルーシブ教育システムに関しての記述をしているところを、こちらは事務局案でもともと作成しておりましたので、その部分につきましては削除させていただきました。

その代わり、最後四つ目の〇、点字版では23ページぐらいからになるかと思いますが、「医学モデルではなく、社会モデルによる障がいの概念といったものをきっちりと浸透させた上で、行政、社会の形成に向けた共に学び、共に育つ教育といったものを充実していくべきである」という文章に変えさせていただきました。

続きまして18ページをご覧ください。3番、インクルーシブ教育の充実について、点字版では28ページ後半から、二つ目の〇でございます。「やはりインクルーシブ教育を進めていくためには、教育と福祉だけではなく、医療との連携体制が重要になってくる」ということで、こういった教育、福祉、医療との連携体制といったものも、この後の項目についても、随時入れさせていただいているというところでございます。

続きまして19ページ、点字版では30ページでございます。前回お示した案では、4番の幼児教育の充実についてという章はございませんでしたけれども、今回、やはり早期からのインクルーシブ教育が重要であるというご意見を受けまして、4の幼児教育の充実についてという章を設けさせていただいております。

それから20ページをご覧ください。6番の後期中等教育の充実について、点字版では32ページから、もともと発達障がい等であってもうんぬんというかたちの記載をさせていただいておりますけれども、こういった表現はあまり適切ではないのではないかとというご意見をちょうだいいたしました。

表現を適正化するというかたちで、「高校進学を望む、支援を要する生徒の全てが高校で学べることを目標に据え、各学校教員に対する権利条約、そして障がいへの理解とインクルーシブ教育を支えるための研修等が必要である。さらに最近、障がいとして認知が進み、人数も増えている発達障がい児について、進路指導等の場面において高等学校をサポートする取り組みが必要である」という表現に変えさせていただきました。

21ページをご覧ください。点字版では34ページ中ほどからでございます。こちらは、支援学校の支援の充実についての一番最後の〇となっております。手話を習得することに関して、「やはり聴覚支援学校における手話教育をきっちりと拡充していくためには、教員の配置等について、一定の配慮があることが望ましい」といったことを追記させていただきました。

23ページでございます。点字版では36ページからでございます。生活場面3、働くの章でございます。二つ目の〇、これまで働くという部分におきましては、教育、福祉、労働といった分野での連携が言われてまいりましたけれども、今後、精神障がい者の方が

労働される機会が増えていくということで、「その支援を適切に行うためには、医療との連携も必要である」といった文章を追加させていただいております。

25ページでございます。点字版では39ページ中ほどからでございますが、こちら3番の障がい者の職場定着支援についての項目で、二つ目の〇になります。

「精神障がい者の方の職場定着を進めていくためには、企業単体で取り組むのではなく、関係機関と連携した取り組みが進むような支援のあり方が必要である」という文章を追記させていただきました。

26ページ、点字版では41ページからでございますけれども、最後の〇を追記してございます。「工賃水準の向上のみならず、所得状況を適切に把握し、減免や割引制度、各種手当の状況についても整理を行うことで、収入面の課題を分析していくことが重要である」ということを書かせていただきました。

次は29ページ、生活場面4、心や体・命を大切にする、点字版では46ページの中ほどからでございます。3番の高次脳機能障がい児者支援の充実について、二つ目の〇の後半ですが、「知的障害者福祉法」に基づく更生相談所にあたります障がい者自立相談支援センターの担うべき役割について、さらに具体的に書くべしということで追記させていただきました。

30ページ、一つ目の〇になっております。点字版では47ページ後半から、最後に、高次脳機能障がいの方の家族の支援を充実させていかななくてはならないという文を追加させていただいております。

31ページ、点字版では49ページ後半から、生活場面5、楽しむの部分でございます。一つ目の〇の中に、スポーツ、そして芸術・文化活動に関しまして、特に国際交流といった活動も視野に入れることが望ましいということを書かせていただいております。

少し飛びまして、36ページ、点字版では57ページの中ほどでございます。こちらは、生活場面6の中の3番にあたります障がい者の虐待防止という章の二つ目の〇でございます。

「虐待の未然防止、早期発見が重要であることは論を待たない」ということに加えまして、「障がい者とその親が、支援につながれないまま高齢になり、孤立し追い詰められていくという「8050問題」でありますとか、虐待の芽となるケースの発見、早期対応といったものを検討していくことが求められている」という部分を追記させていただきました。

38ページ、こちらが防災の推進についての一つ目の〇でございます。点字版では58ページの後半から、福祉避難所の指定についてということで、市町村ごとの指定状況でありますとか、要支援者の事前周知についてばらつきがあるといった部分を追記させていただきました。

また、同じページが一番下の〇、点字版では、59ページ後半から、災害時のチャイム音の統一等に関する記載を前半に書いておりましたけれども、こういった配慮については、

「視覚障がい、聴覚障がいだけでなく、全ての障がい者の方に必要な情報が漏れなく伝わるようなあり方を検討すべき」という部分を追加させていただきました。

それから41ページ一番下の〇、点字版では67ページ後半から、手話言語条例に關しましての記載を書かせていただきました。「さらに近年は、さまざまな支援技術の開発が進んでおり、上記の情報発信の手法の検討にとどまらず、広く、これらの技術の状況把握・情報発信に努めるべきである」という部分を追記させていただきました。

43ページをご覧ください。生活場面以外の重要事項に関する提言というところをまとめた章でございます、その中の第3、全ての生活場面にまたがる課題への対応でございます。点字版では69ページ中ほどをご覧ください。

三つ目の〇に、人材確保の部分におきまして、「近年は福祉分野での就職を目指す若者も減少し、慢性的な人材不足が生じている」ことに関しまして、追記をさせていただきました。

また、最後の〇、点字版では70ページから、地域格差解消に向けた取り組みについて詳述すべきということで、かなり詳しく記載をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

〇大谷部会長

はい、ありがとうございます。ただ今、事務局から第4次大阪府障がい者計画見直しについて、意見具申（案）ということで、資料1をもとに報告をいただきました。これについて、ご意見があればお伺いしたいと思いますがいかがでございましょうか。

基本的には、いただいた意見をもとに修正もさせていただいております。基調としては、「障害者差別解消法」の目指す社会、環境を変えるというところに報告の基調があるのかと、個人的には、委員長の思いとしてはございます。

それともう1点は、やはり広域としての府の役割というところとして、特に「障害者総合支援法」に基づいて、各自治体、基礎自治体が施策の中心になってまいりますと、格差が一つ大きな課題になってまいります。その辺りを、広域としての役割もきっちり押さえた上での見直し、意見具申かと考えているところでもございますので、こういった基調で意見具申が行われたと、委員長としては認識しております。

また、こういった介護者の高齢に伴う問題、あるいは高次機能、さまざまな事例、地域も含めて記述もいただいているところでございます。インクルーシブな地域をつくるということが、報告書の中にも書かれているところでございます。

〇委員

大変ご苦労さまでした。この間、何回かたくさん意見を交わせていただきまして、クロス集計についてもいろいろと意見を出させていただきまして、それぞれしっかり受け止めていただいて、かなり加筆修正していただいて、どうもありがとうございました。

さらに加筆修正を求めるものではありませんが、今後の長期計画、第4次計画の見直し、今後の取り組みについて、いくつか意見を述べさせていただきます。

12ページで施設の地域移行という課題があります。精神科病院もそうなんですが、やはり府下の遠い所に施設や精神科病院が偏在していることもありまして、地域移行の取り組みと言いましたら、かなり1日仕事で、施設まで病院まで行かないといけない。

そこまで行く交通費が国で認められておらず、「本人に負担してもらえ」みたいな、そんな話にしかかっておりません。交通費のこととかを含めてこれからどうしていくのか。退院促進は、今回コーディネーターを配置するとなりましたけれども、施設からの地域移行もなかなか進まない状況になっておりますので、その辺をどう進めていくのか。今、入所者調査をやっておられると思いますので、そのデータをもとに、今後の取り組みを検討していただけたらと思っています。

クロス集計でも、意外だったのは、施設から次の暮らしをどう考えますかということに対して、ほとんどの方がやはり施設か病院で暮らすという、施設だけしか答えておられなかった、そこで生活しかイメージできないということもあるのではないかと思いますので、その辺、体験の取り組みとかも含めて、今後どう進めていくかが課題となるかと思えます。

それから19ページのインクルーシブ教育のところも、いろいろ加筆修正いただいてありがとうございます。小・中学校の支援員の状況を加筆いただきたいということだったんですが、それはちょっと却下されたんですけども。

やはり障がい児が増える中で、教員だけではなく、支援員、補助員と言っていますが、そういう取り組みが必要になってくるんですけども、なかなかこれが地域生活支援事業みたいな枠で、市町村任せになっている。

府としても、そういう枠なので、あまり言えないというのはよく分かるのですが、ぜひ、今後の取り組みに際して、各市町村での支援員とかの状況もまた教えていただいて、長期計画では議論していただけたらと思っています。

28ページですが、この間、議会でのやり取りもありましたけれども、福祉医療費助成の問題です。これも、やはり障がい者団体とその担当課との議論が、かなり不足していたというのは否めないかと。

市町村や医療機関と議論をされてきたのかという中で、最後の段階になって償還払いで、毎月区役所に行かないとあかんとかになると、ただでさえ医療機関に通う回数が多い人なんかは大変やでという問題提起をさせていただいて、現在、府議会でも、自動償還ですとか、郵送償還という方法も含めて検討すべきと。

高齢障がい者も、いきなり1年の経過措置で打ち切りになったら、何万円もの負担が一気に増えるという問題も出てくるという提起もさせていただいて、取りあえず経過措置3年ですから、向こう4年間はそのままということにされたかと思いますが。

やはり今回の議論は、お金がない、もちろん精神、難病に拡大するというのと引き換えに、高齢障がい者の助成を切るという、かなり乱暴な話になったかと思います。

今後4年間の内に、低所得者対策をどうしていくのか、あるいは、来年4月にスタートするにあたって、償還払いとかの手続きで支障が出ないように、ぜひとも国保と障がい福祉が連携して、障がい者団体と意見交換していただけたらと思います。

すみません、それから35ページの差別解消の取り組みですが、事業所の合理的配慮の義務化について求めてきたのですが、事業者団体からの反発も懸念されるため、なかなか義務化まではという話にどうしてもなりがちなのですが。

この前も他市町村で差別解消協議会がありました。50、60件、不当な差別ですとか、合理的配慮の不提供の事案があがってきていますけれども、事案を簡素化してでも示してほしいと言っているのですが、なかなか示していただけなくて、どんな場面で、どんな障がい者で、どんな差別を受けたとか、なかなか分からないということがありました。

簡素化してでも、府のほうもそうですが、お店で差別を受けたのが何件という表し方が主かと思うのですが、やはり簡素化してでも、どんな差別が起こっているのかきっちり示すようにしていただけたらと思います。

また、4事例だけ示されたのですが、びっくりしたのは、全然解決になっていないのに、もう終決とされてしまっていた。例えば、プールに入るのに、保護帽を付けないと断られるような事例があって、それで本人に説得したら納得していただきました、終決しました。

本人を諦めさせて、それでもって終結、解決というのは違うのではないかという話にもなったわけです。それから遊園地の問題も、いろいろ、車いすはここに座れとか、並んで座ったらあかんとか、障がいがあることをもって、窓口で大声で障がいがあることを確認されたとか、いろいろな事例があがっております。まだ、全然解決、解消されていないんです。

やはり時間がかかり過ぎる。その中で、障がい者がもう諦めてしまう。そういうふうにしていたら、差別解消の仕組みそのものが信頼性を失うのではないか。やっぱり差別解消の仕組みができたから、1回勇気を出してこれを言うてもいいかなと、障がい者が迷いながらあげていくんですけども、それでも解決しなければ、やっぱりあげても仕方がない、無駄やと、諦めが広がってしまう。

そうしたらこの仕組みが元も子もなくなると思いますので、それを、どんな場面でどんな事案があるのか、事業所にこれは解消していかないといけないんだと思えるようにするためにも、合理配慮の義務化を、また引き続き検討していただけたらと思います。

専門委員になっているのですが、全然声が掛からないです。また、専門委員の意見も聞いていただけるような機会も設けていただけたらと思います。

38ページ、防災についてですが、福祉避難所について、この前データを出していただいてびっくりしたのは、福祉避難所がゼロだとか、2件とかというデータがあがっていて、なぜかとその市の団体に聞いたら、もっとあるということなんです。

なぜかといったら、公表している物件がそれだけの数だったということで、府として把握しておられないのではないかと思います。福祉避難所の指定も、かなり市によってもまちまちですし、また僕らもそうですが、どんな障がいに対応できるのかとか、宿泊まで対応できるのかとか、きめ細かな情報は集め切れていないのではないかなと。

こうやっていたら、実際に災害が起こったとき、まずは一般避難所にまいりますけれども、その後の福祉避難所に割り振りしようと思っても、実際行ってみたら、「いや、うちではその障がいを受け付けられませんよ」とか、「宿泊できませんよ」とか、たらい回しが起こるのではないかなというのも大変懸念されることです。

一般避難所での合理的配慮も、障がい別にクロス集計を出してもらったら、難病の人とか精神の人は、薬の配備をやってほしいとか、中・軽度の人であっても、一般避難所まで誘導してほしいというデータが出てまいりました。

今は、1級とか重度の人だけ、それから人口呼吸器を付けている難病の人だけ、名簿に掲載するということになされていますけれども、それでは実際の災害が起こったときには、数が全然違ってくる。避難所が全然足りないという問題にもなってくると思いますので、名簿は全ての障がい者で、支援を必要とする人を把握しながら、一般避難所、福祉避難所での対応について、急いで検討すべきであると思っております。

最後の43ページから44ページですけれども、地域を育むということ、セクションを設けようかという話で、今、市町村のサービス格差ですね、支給量とかの格差がありますので、障がい種別ごと、市町村ごと、圏域ごとでも格差があると思います。

その辺をまた分析していただいて、長期計画の検討の際にはどう解消していくのか。府内どこでも、障がい者が自立社会参加できる社会を目指そうというのが、20年近く前から言われてきた課題でありますので、その辺、地域を育むというセクションは、最重点施策とか、冒頭に持ってきていただきたいと。最後の付け足しみたいに書くのではなく、ぜひ、そのようにご検討をいただきたいと思っています。

○大谷部会長

意見ということで、お伺いをしたところでございますので、まず（案）について検討をさせていただきますと思います。

○委員

いろいろ事務局は大変だったろうと思って、ご苦労さんでございます。

この直接、本文がどうこうという話ではなくて、これは進めていくにあたってお願いというか、要望みたいなことになりましたが、まず、7ページ、8ページにあります地域移行の問題です。

地域移行そのものがどうかという問題ではなくて、地域移行ができる条件を、どれだけ整備するかということが非常に大事ななのであって、数字が進むということよりは、やはり

実態をというか、そういう意味で言えば、予算措置も含めて抜本的な対応をしないと、この実態というのは。今、なかなかグループホームでしかほとんど受け手がないという状況の中で、グループホームをつくるのも、資金的になかなか大変だということも含めてありますので、ぜひ、その辺のところは考慮していただきたいと思います。

それから、調査結果との関係で少し意見を言いたいのですが、まず一つが、この3ページの下のほうになります。同居する父親、母親の年齢というところで、結構大きい数字になっているのが「回答なし」なんです。

この「回答なし」の読み方ですが、要はあの書き方でいうと、父親とか母親がいなければ無回答になってしまいます。だからその意味でいうと、この数字の比較をしても、父親よりも母親のほうが無回答が多いというか、逆に、その辺のところも考慮していただいて、いわゆるこれは一人親家庭なんですよ。一人親ないしは両親がいない家庭なんだという視点で、ぜひ、このところに対する視点。この人たちが、ある日突然、親がいなくなったり病気になったりして、いわゆるショートにつながっていくという実態になっているのだという。これはぜひ見ていただきたいと思いますし、特に精神障がい関係の人が、父親との関係や、親との関係では、結構課題になっているのかというふうに読んでいます。

それからもう1点だけ、自由記述の最初ところで、17ページ問13に、日常生活の困りごとに関する主な記述のところで、この項目の中に、医療との関わりで困っているというのが、6項目、7項目ほどあるのですが、いわゆる加齢に伴って、診療が増えるとか、医療費が高いとか、病院に頻繁に行かないといかんのでしんどいとか、マッサージの費用が高いとか、治療で他人に言えないとか、働くことができないとか、この辺のところは、一般のアンケートでは出てこない内容なんです。

その辺でいうと、今回、大阪府でも助成制度の見直し等にあたっては、こういうこともぜひ考慮して、障がい者と医療の関係についてしっかり義務としてお願いしたいと思います。以上です。

○大谷部会長

はい、ありがとうございます。3点の要望がございました。これについても、また検討を加えていきたいと考えているところでございます。

○委員

よろしくお願いいたします。事務局におかれましては、8回にわたり、大変ご苦労さまでございました。3点ほど提言をしたいと思っています。

まず1点目、ホーム柵についても、普段から大阪府におかれましては推進をしてこられたわけですが、それについても、今後一層推進するというのを掲載いただきまして、ありがとうございます。

また、自営業者に対するヒューマンアシストの課題も、今まであがってこなかったものについてあげていただいております。

次に、合理的配慮であります。事業者に対しては、強制力はない状況にありますので、例えば他市でやっておられるように、物理的なものを外すために助成をするとかいうことを、一つ考えていただければありがたいかと思っています。

最後に、特に障がいを持つと、医療費にかかる時間であるとか経費が大変かかってまいります。現状においては、本府議会でも見送るというかたちになりましたけれども、大変大事なところでございますので、今後、その辺りを押さえていかなければならないと考えているところであります。

○大谷部会長

はい、ありがとうございました。委員からのご指摘も踏まえて考えて、最終案としたいと思っております。

いったんこれで、この見直しについては閉じさせていただいて、次の生活ニーズ実態調査結果もお伺いさせていただき、ご意見を賜りたいと思っておりますが、その後、また全体でご意見を拝聴して、本日の会議の終了にさせていただきたいと考えておりますが、よろしゅうございますか。少し前に進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、次第に書いてございますけれども、大阪府障がい者生活ニーズ実態調査の分析について、あわせて報告をお願いしたいと思います。事務局から、よろしくお願いいたします。

○事務局

はい。事務局からご説明をさせていただきます。

資料2でございます。平成28年度大阪府障がい者生活ニーズ実態調査結果という冊子をご覧ください。前回第7回で、調査結果の一部をご紹介させていただきましたけれども、今回につきましては、全項目についての取りまとめ結果をお示しさせていただいております。

8千人に調査表を送付いたしまして、3562人、44.5%の回答を得たものの取りまとめ結果となっております。2ページから16ページにかけまして、点字では4ページから150ページでございますけれども、各設問につきまして、障がい種別ごとの回答者数、パーセンテージをまとめたものでございます。

17ページから27ページ、点字では151から191ページでございますが、こちらのページに各設問におきまして、選択肢にその他の項目があったものにつきまして、自由記述の内容の一部を掲載させていただきました。

そして28ページ以降、点字では192ページから分析編ということで、クロス集計をいたしました。アンケートの設問数は39問あるということで、クロスする組み合わせは

膨大になるわけですが、今回につきましては、委員の皆さまから、こういう項目で分析してみてもどうかというご意見があった組み合わせにつきまして、クロス集計をさせていただいたということでございます。

目次を見ていただければと思いますが、大きく七つの観点で、それぞれの条件を当てはめてデータを抽出いたしまして、クロス集計を行いました。ある条件によっては、サンプル数としては少なくなってしまうものもございまして、分析が難しいというものもございまして、数字として表れたこととありますとか、一定の傾向が読み取れるといったことにつきまして、四角囲みにより、データから分かることとしまして記載をしているところでございます。

それではクロス集計をしたものにつきまして、少し概要をご説明させていただきたいと思っております。28ページ、点字では192ページから、ご覧いただければと思います。

こちらは、世代別の希望や困りごとということで、世代によって、どういったニーズ等困りごと、違いがあるのかといったことを見てもよというところで、回答者を65歳以上の高齢者と、18歳以上65歳未満の大人、それから18歳未満の子どもという、三つのカテゴリーに分けて分析しております。

今の暮らしと、希望の暮らしという点でございますが、点字では193ページです。高齢者の層では、現在、配偶者と暮らしたり、一人で暮らしていると答えになった方が多いのですが、希望としては入所施設が増えているという状況でございました。

大人世代でございますと、現在は親やきょうだいと暮らしているという答えが多かったのですが、希望としては、一人暮らし、配偶者と暮らす、友達・グループで暮らす、そして入所施設で暮らすという答えが多くなっております。

また、子ども世代では、現在は親やきょうだいと暮らすという方が多いのですが、希望では減っているという状況でございます。

そして希望の暮らしに必要なことということで、全世代とも、日常生活の介助や支援の充実といったものへの回答が多くなっております。とりわけ高齢者世代では、入所施設が必要と。それから大人、子どもの世代では、理解や配慮が必要といった答えが多く見られました。

現在と希望する平日と休日の過ごし方ということで、点字では197ページからでございますが、高齢者、大人の層では、特に希望する休日の過ごし方で、外出しないというのが減って、買い物、趣味、社会活動を希望されているという傾向が見られまして、子どもにつきましては、平日に仕事をしたいということが希望としてあがっているということでございます。

また、さまざまな場面での困りごとで、点字では200ページからですが、日常生活では、高齢、大人の層では、収入そして家族の高齢化といった点で困っていると。子どもの層では、サービスの不足でありますとか、移動支援が使いにくいといった回答が多く見られました。

また、外出時におきましては、全世代とも、通行車両が危ない、設備が不便、公共交通が利用しにくいといった回答が多かったと。中でも、大人、子ども世代では、手助けがないといった項目にも回答が多く見られたということです。

余暇活動につきましては、全世代、金銭的な余裕が、多く回答が見られたと。そして高齢世代では、移動手段といったもの。大人世代では、状態が不安定でありますとか、友達がいないということ。子どもの世代では、友達がいない、そして理解、配慮、手助けがないといったお答えが多かったということでございます。

二つ目のクロスでございますが、30ページ、点字では204ページでございます。高齢の親と同居しているケースの状況であるとか、ニーズがどうなっているのかというところでございます。

こちらにつきましては、本人が40歳以上、現在親と同居しておられて、父親、母親、いずれかが70歳以上とお答えになった方のデータを抽出しております。こちらは、もともとこのアンケートの回答者の年代のボリュームゾーンが、種別によってあるわけですが、知的障がいでありまして、発達障がいは、割と若い世代の方からの回答が多くなっております。

けれども、40歳以上で抽出した際に、親と同居していると答えられた数は、知的障がいの方が、全障がいの中で最も多いということになっておりました。また、難病、それから精神の回答者のボリュームゾーンは、近い30代から70代ぐらいとなっているわけですが、難病の方は高齢の親と同居されているケースが少ないという数字が出ておりました。

これを、それぞれの障がいの状況等に依りて、日常生活の困りごと、それぞれの場面での困りごとを分析しているわけですが、こちらにつきましては、先ほどご説明しました世代別の分析で出てきております、高齢者の層、大人の層との回答とほぼ重なっているのかというところでございます。

ただ少し特徴が見られましたのが、日常生活の困りごとの中では、身体、知的障がいの方は、障がいの程度が重くなるほど、障がい程度の重度化に対する回答が増えていたということ。それから知的障がいにつきましては、お金の管理、法的手続きといったところで困っているという回答が多かったということでございます。

また、外出時等での困りごとについて、知的障がいの方、身体障がいの方から困りごとに対する回答が多いということでもございました。

外出の状況でございますが、点字では226ページ、外出をほとんどしないと答えられた層につきまして、外出の困難があるからできないということになっているのかという想定のもとに、問18でありますとか、問20とクロスしてみましたけれども、問18に出ている外出の困難さに関連した回答をされている数は少数であったということでございます。

33ページ、点字では231ページでございます。悩み等を相談する人がいるのかということでは、家族であるとか、いないと答えられた方で、半数以上を占めている状況でございました。

希望する暮らしに必要な支援でございます。点字では232ページですけれども、親やきょうだいと暮らすという希望が最も多かったわけですけれども、そうした生活を送るために必要なこととしては、意見がばらけておりましたけれども、比較的日常生活の支援でありますとか、お金の管理、交流、相談の場、理解や配慮といった項目に回答が多かったということでございます。

34ページ、点字236ページでございます。三つ目の観点ということで、同居している親の年代を障がい種別で分析ということでございます。こちらは現在、親と同居していると回答されたデータを抽出して分析しております。身体障がい者の方、精神障がい者の方は、回答者自身が高齢者の方が多かったわけですけれども、精神障がいに関しましては、高齢の親と同居している状況が見られますけれども、身体障がい者の方は、若い親との同居が目立つというデータになっております。

35ページ、点字では240ページをご覧ください。四つ目のテーマで、施設に入所されている方の困りごとであるとか、ニーズはどうなっているのかという分析でございます。現在、入所施設で暮らしていると回答されたデータを抽出いたしましたところ、89名分のデータが出てきております。

現在と、希望する平日と休日の過ごし方、点字は241ページでございますが、元データが少ない中での回答状況ではございますが、現在は、平日、休日ともに外出はほとんどしないという回答が多く見られましたが、希望としましては、特に休日、買い物、趣味等で外出したいと感じておられるような回答結果になっておりました。

それから希望する暮らしに必要な支援、点字では247ページから、今後希望する暮らしとしましては、やはり引き続き入所施設で暮らすとお答えになる方、それから病院で暮らすという回答が多く見られたということでございます。

37ページ、点字では250ページです。五つ目の分析でございます。年齢、障がい程度別通院回数、医療費の負担感でございます。65歳以上と以下で比較しているわけですが、高齢者の方がより頻繁に通院している状況が見られたということ。それから知的障がい者の方は、全ての年齢層を通じて医療に関わられている頻度が少ない傾向が見られたということ。

それから通院回数が、ほとんど毎日でありますとか、週2、3回と答えられたカテゴリーにおきまして、日常生活等において、金銭的余裕がないと感じている人がやや高い傾向が見られるという数字になっていたということでございます。

39ページ、点字では264ページ、六つ目の分析でございますけれども、障がい種別、それから障がい程度別の災害時の困りごとでございます。全ての障がい種別において、安

全な場所への移動でありますとか、福祉避難所の数、情報が足りないということでの回答が際立って多かったということでございます。

また、知的障がい、精神障がい、広汎性発達障がい、自閉症スペクトラムの方の中では、避難所での生活、ソフト面、こちら周囲の理解でありますとか、コミュニケーション、それから介護等の支援部分での困りごとという部分も、多く回答が寄せられていたこと。

それから難病につきましては、医療的ケアや、医薬品について困りごととして感じておられるという回答が多く見られたところでございます。

40ページ、点字では273ページからでございます。最後の分析でございますが、七つ目、暮らし全体を通じての差別や嫌な思いでございますが、嫌な思いの内容としましては、じろじろ見られたり、指をさされるという項目が一番多く見られておりまして、場面におきましては、学校での場面が最も多いという結果でございます。

ひとまず調査結果をもちまして、アンケートの取りまとめとさせていただきたいと思っておりますが、貴重なデータを得ておりますので、今後も施策を進める上での基礎データとして、随時活用してまいりたいと存じております。以上でございます。

○大谷部会長

はい、ありがとうございます。かなりの内容を上手にまとめていただけたかとは考えておりますけれども、これについてご意見をお伺いしたいと思っておりますが、いかがでございますでしょうか。

○委員

かなりの数のまとめ、非常に大変だったと思います。ありがとうございます。

資料を見ますと、身体障がい者の回答数が、45.7%になってございます。まとめ方を見ますと、身体障がい者の方は、身体障がい者として一つの項目にまとまっていますが、障がいの部位によって必要な支援は違ってきます。例えば、聴覚障がい者と身体障がい者の方ですと、必要な支援とか求める内容が違ってまいります。

これは、このまとめ方では、全部大ざっぱにまとめられたという感じになってしまいますので、それぞれの障がい特性に応じた悩みとか、必要な求める区分、内容が見えてきません。

こうやってまとめるのに非常にご苦労されたと思いますが、身体障がい者については、障がい種別それぞれにまとめていただきたいと思っております。それでないと、詳しいデータとしては出てこないと思っております。ぜひ、そのことをお願いしたいと思っております。

○大谷部会長

はい、委員のご発言でございます。身体障がい者といってもいろいろあるのではないかとということで、さまざまな障がいの区分によってニーズも違うので、その辺りを少し捉えていただく必要があるのかと、ご指摘をいただいたところでございます。

このご意見はご意見として伺いさせていただきたいと思いますが、これは、これで終わりということではなく、施策の段階で、また必要などころがあれば、これについての情報を確認させていただくということかな。

○事務局

はい、そのとおりでございます。

○大谷部会長

はい。今回の場合は、どうしても時間的な制約等、あるいは職員の問題もございまして、ここまでが、今までのところでの集約としてまとめさせて提示をさせていただきました。今後の施策でいろいろ出てまいりますので、そういったところでの情報であれば、また、その辺りをお出しするということではやぶさかではないということでございますので、ご理解をいただければと思っております。申し訳ございません。

こういった意味で、いろんな障がい種別、知的障がいでも、高次脳機能とか、自閉症とか、あるいは発達障がい、発達障がいにもいろいろありますので、それぞれを捉えることができれば一番いいんですけども。

やはりあまり細かくしすぎると、またこれは統計上の問題で、ニーズ調査として担保できるのかと。標本が、一つや二つ、あるいは10ぐらいで、これニーズというわけにはいかないというところの問題もございまして、その辺りの数の問題ともあわせて考えていく必要があるのかと思っております。

一応、要望ということでお聞きして、今後、そういったところを施策の中で生かす方向で考えてまいりたいと思っておりますので、申し訳ありませんが、どうぞ、ご理解を賜ればと思っております。よろしゅうございますか。はい、ありがとうございます。

自由記述の記載の仕方も、かなり時間がかかったかと思っております。それぞれ自由記述ではありますけれども、クラスター分析といいますか、今後、こういったさまざまな困りごと、自由記述を羅列するというまとめ方もありますけれども、こういったそれぞれの要因ごとのかたまり具合がどうなのかというクラスター分析も、こういったニーズ調査には、今後必要になってくるのかと思っているところでもございますが、また施策の中で生かしながら、分析を加えていく必要があるのかと思っております。

○委員

クロス集計の作業が大変だったと思います。どうもありがとうございます。

高齢の親との同居のパターンをいくつか例を出していただいたところで気になっていまずのは、これだけ自立支援移行、サービス事業所が増えて広がってきたのに、立て続けに、やっぱり一家心中とか、障がい者殺し事件が相次いでいます。

そういう家庭に共通するのは、親が70代80代で、本人が40代後半50代とかというケースで、その辺りの世代は、「人の手を借りるのは、迷惑を掛けるからやったらあかん」みたいに捉えておられて、サービスを全然使っておられない、あるいは日中活動ぐらしか通っていないというケースであったんですけども。

今どき、そんなサービスをもっと使って普通の暮らしをと思っているんですけども、まだ昔と同じように障がい者が殺されてしまうという痛ましい事件が起こっているわけです。

今回、見てびっくりしたのは、やはり70代以上の親との同居、70、80、90が10%強も出ています。まだ60代後半の親もおられるので、これからますます親の高齢化の問題と相まって、問題がかなり大きくなっていくのではないかと。

しかも70代以上の親との同居のケースで、サービスにあまりつながっていないとか、相談する相手がないとか、外出もしていない。外出はしたいけれどもやはりできていないとか、いろんな傾向が出てきていますので、これを、やはり地域生活支援拠点とかでも言われています、あるいは防災の名簿づくり、地域見守りシステムというような何かで、この状態の家庭を早くつかんでサービスにつなげていく。

特に、僕らもよくやっているのが、ガイドヘルプとかに取りあえずつなげて、外に出始めてもらおうみたいな取り組みをよくやったりするのですが、そういう意味で、ガイドヘルプというと、なかなか市町村は、しんどい、嫌がる場所はあるかもしれませんが、やはりそういう家庭こそ何とかサービスにつないで、殺されなくても済むようなかたちにつなげていくことが大事かと思いますので、また、その辺は長期計画でも検討をいただきたい。

それから医療も、週2回以上通院というと月に8回通院になるわけですけども、その人も10%ぐらいおられる。ほぼ毎日も含めて、やはり医療頻度が高い人はいるし、お金のかなりしんどいなという傾向が出てきていますので、これだけではよく分からないのかもしれませんが、今回の医療費助成の絡みで実際にどんな影響が出るのか、また引き続き調査検討をしていただけたらと思っています。

また災害時の困りごとは、先ほど言いましたように、これをもとに、一般避難所での合理的配慮ですとか、福祉避難所はどんなものを設置していかないといけないのかというような参考にしていただけたらと思います。以上です。

○大谷部会長

はい、ありがとうございます。委員からの、特に介護者の高齢化というところ、この辺もなかなか制度サービスにつながらないまま死に至るといいますか、残念な結果になる場

合も多々見受けられるので、こういったところを留意して施策を進める必要があるのではないかということが、ご提言としていただけたかと思えます。

二つあります。やはり制度を使うには、まず、やはり制度を知ること、届いていないということ。ここが一つ大きなポイントになってくるのかと思っています。知らずに制度を利用できない、この事態は避ける必要、あるいはこういったところが大事だと思っております。

ただ、その制度を使うか使わないかというところで、無理やりというわけには、これもいけないというのがまた現実でございますので、この辺のところを、車のブレーキ、アクセルではないですけども、周知はやはり徹底していかないといけないだろう。知らないまま放置されるということは、これは避けていく必要があるのかなと。

それをどのように使うかというところ、届ける仕組み、これはやはり広域というよりは基礎自治体でこれを進めていく必要があるのだろうと思っておりますので、この辺のすみ分けといいますか、やはり広域が果たす役割と基礎自治体が果たす役割と、どんな組み合わせの中でこういった問題を考えていくのかというところが、一つのポイントになるのかと思っております。

○委員

今、委員がおっしゃったことと重複するかもしれませんが、本当に8060とか高齢の人が、高齢の親と一緒に、精神の方たちもたくさん一緒に暮らしているわけです。こちらのデータとかも、本当にたくさん細かいデータを記述してくださって、このことで私たちも、他の人たちの嫌な思いをしたこととか、差別のことに関しても、細かい分析でよく分かるかと思っております。

実際に、今、部会長もおっしゃったように、やはりサービスが増えている割には、家族だけで過ごしていて何のサービスも受けていないという人たちがたくさんいることを、私も市で相談支援をしているときによく思うのですが、実際に、基幹センターとかから、こういったことで困っている精神障がいの方がいらっしゃるという紹介はあるようですが、そういったときは、まったくの困難事例みたいなことしか紹介はしてもらえなくて。

そして、また私どもは、いろんな方の事業所の紹介によって、相談支援事業を増やしていこうと思って努力はしているのですが。その方たちは、特に精神障がい者、身体の方も一緒なのでしょうけれども、独居で生活をしている、また、高齢の親と生活している人に関しては、まったく相談支援事業に関して届いていないというか、当事者がまったく知らない人がほとんどなんです。

だから、いろんな困りごとも含めまして、いろんなサービスを使うために、この相談支援事業がせっかくできましたのに、あまり当事者がよく分かっていない、理解していないという部分で。

それと、データが、やはりセルフプランとってご自分でつくられている。そういったプランも、全て相談支援の計画相談に入っている数字ばかりを追い掛けているので、どこでも80%、90%成功しているという話し方をされるのですが、そうではなくて、実際に計画相談が、どれだけ本人たちの心が軽くなるのかということ、実際に私たちは支援してみてもよく思います。

ですから、大阪府も指導する立場として、ぜひともこういったことを各自治体に指導していただいて。やはりまったく中身が分からない。ただ更改のときに、手帳の更改、支給料の更改のときには、次にものが届いてこれを書きなさいと。相談支援事業所がこれだけあるからここから選びなさいと言われても、まったく分からない人がほとんどです。

その実態をしっかりと分かっていただいて、そして大阪府からの、こちらのほうでも12ページにも相談支援についていろいろ書いてはいただいているのですが、事業所自体は少ないです、報酬も少ないです。だけど、やはり重度の方ばかり、困難な人ばかりではなくて、普段生活している、高齢者と生活している人、独居の人の支援のために、ぜひこういった周知をしていただきたいと思って、一言お話しさせていただきました。ありがとうございます。

○大谷部会長

はい、ありがとうございます。貴重なご意見をいただきました。やはり、必要な人に必要なサービスを届ける仕組み、そのための相談というところの大切さを、改めて認識したところでございます。

この辺り、今後、一つ自治体のほうで、障がい福祉計画が第5期ですか、始まりますので、その計画づくりの中にビルトインしていただく大変ありがたいのかと、改めて思うところでございます。

○委員

本当にしっかりとまとめていただきまして、ありがとうございます。発達障がいは、ほとんど分かりやすくなっていてありがたいなと思っています。その中で、クロスをしていた中で、障がい者の39ページの災害時の困りごとで、障がい者の診断のところでも、皆さん、避難のところでお困り感というのは、生活のとこら辺で心配だとあります。

この中で、やはりこういった問題がどこから来ているのかと思いましたが、やはり9ページの学ぶというところで、問22のところ、やはり障がいについて理解してくれる友達や先生が少ないと。

小さいときから、障がいに対しての理解は案外とパーセンテージが高くなっているのです、私たちにとってもその辺のところ、いつも学生時代に家族とのトラブルを起こすし、また学校内でもトラブルを起こすということで、不登校とか、学校に行けない、問題はいろいろあると思うのですけれども。

そういった点では、やはり地域の人の理解も、この辺がなかなか難しいところがあって、だんだんと、やはり災害とかそういうところになりますと、障がいを理解していない地域がありましたら、見守りとか、そういうときにも困難性を持っております。

実際に、民生委員の方とか地域の方々に聞くと、やはり知的障がいと発達障がいがかなか分かりにくいとおっしゃるので、やはりそういった点では、こういう災害のときにもお困りが出てくるというのは、共通だと思っています。

また、教育のほうでは、共に学び共に育つという共生社会の形成をされると、先ほどの事案にも載っていますように、どうぞ、そのようによろしくお願いします。

○大谷部会長

はい、ありがとうございます。委員から、そういったインクルーシブな地域づくりというところで、災害も含めて事象、あるいは障がいの方の理解、啓発は欠かせないのではないか、施策の中でも考えていただきたいという要望であったかと思います。

○委員

ずっと、この部会で、いっぱい、いっぱい意見を言いまして、最後にまとめていただき、本当にありがとう、うまく溶け込んでいたと思っています。

ただ、この報告書ですけれども、これを、やはり、例えば大阪府の全庁の理解とか、あるいは市町村が理解をするためには、この報告書の要約版といいますか、概要版をたぶんつくらないと広がっていかない、あるいは共通認識を取ることが難しいと思います。

ですから、いつも行政は、この報告書にプラスしてそういう概要版をつくられると思うのですが、それプラス「分かりやすい版」をつくってほしいのです。当事者であります知的障がい、発達障がいの人にも、この内容がある程度分かるように、概要版と同時に「分かりやすい版」をつくっていただきたいと思っています。

今日、ちょっと机に置かせていただきましたのが、先ほどから問題になっております福祉のサービス、制度が分からない、あるいは相談支援につながらない、そういう人たちに、育成会でつくりました分かりやすい版のパンフレットがございます。

できたてのほやほやなので、実際に使ってどのぐらい役に立つかまだ分からないのですが、こういったまさに当事者の方に、情報をどうやって届けるのかということを絶えず意識しながら、この報告書をぜひ活用していただきたいと思っています。以上です。

○大谷部会長

はい、委員から貴重なご意見をいただきました。常に困りごとの方の側に立って物ごとを見ていく必要があるだろう。従来は、困りごとを持つ人の問題であって、これを訓練してちゃんと読ませるようにするとか、分かるように理解させる。本人を厚生させることに力点を置いていたわけではありますが。

今は環境を、どのように相手に対して、あるいは、そういったサービス利用者に対して提供できるかという、そういう見方、あるいは考え方、これが求められてきているということのご指摘でもあったかと思っております。

今日添付していただいた資料を見ていただいたら分かるように、イラストを多用されて、非常に分かりやすいかたちで提示をされているところがございます。ぜひ、またこういったところも留意いただきながら、まとめていく必要があるということでございます。

概要版はつくるのかな、これは。提言だから、どうなのかな。

○事務局

私どもとしましては、この提言を受けた後、大阪府として、計画をつくったバージョンで概要版等つくらせていただければと思っております。

○大谷部会長

はい、そういう方向で。これはホームページにアップするのかな。

○事務局

はい、部会資料といたしまして、ホームページにアップさせていただいております。

○大谷部会長

はい、ありがとうございました。

ぜひ、各委員の方々、それぞれの基礎自治体にお戻りになりましたら、この府の実態調査についても、あるいは、見直し(案)、意見具申についても、参考にさせていただけるよう、意見をおっしゃっていただければ。8回も皆さんのお力をお借りしたわけですから、ぜひ、活用していただければと考えております。

ちょうど時期的に平成29年度は、第5期の障がい福祉計画、あるいは障がい児計画の策定準備の年になります。

○委員

先ほどの説明の中で、30ページに書かれているように、難病については、高齢の親と同居しているケースは少なかったというのが、要するに難病の場合は、本人発症が30代とか40代という確率が高いわけで。だからその時点で、いわゆる結婚して、世帯を持って、子どももいる家庭が非常に多いということなんです。

その裏返しに何があるかというのは、世帯主が病気になった場合は、一つは、経済的には非常に困っているという部分もあるわけで、その辺も含めた点を考慮していただいて、計画もまた策定していただきたいというのが1点です。

もう1点は、災害時の避難計画です。ここにも難病のことも書いていただいているわけですが、前から申し上げているように、避難所に行って、薬、あるいは医薬品とか、医師の問題は非常に不安感が強いということ。これはもうあるわけで、中には状況によっては自宅避難という状況が結構出ているわけですから、この自宅避難の人をどう救っていただけるかというのは、前にも申し上げたのですが。

この前も大阪府での話し合いの中で、危機管理室からは、各自治体の中で、自宅避難の災害計画というか、そういうものについても各市町村でつくるように、諮問も含めてやっているということをお願いしたわけですが。

いつ起こるか分からないだけに、避難所だけではなく、この自宅避難者に対する、そういう市の指導というか援助という、こういう部分についても、早急に施策整理していただきたいということを再度重ねて申し上げたいと思います。以上です。

○大谷部会長

はい、ありがとうございます。難病で生活困難も一つ課題であるということと、災害時の支援ということ。特に医療との連携、福祉、避難所の問題も当然あるわけですが、その関連で、自宅で療養を続けざるを得ない、その方々の支援というところも各自治体に理解をしていただく必要があるということで、今後とも、その辺りの各自治体に対する働き掛けは、継続をお願いしたいという要望をお聞きしたところでございます。

はい。だいたいこういったご要望を、お聞きさせていただいたところでございます。いかがでございましょうか。

○委員

時間があれば、考え方とか、意見なんですけど、この将来の暮らす場というところで、親との同居とか、親と住み続けたいとか、入所施設に入りたいとかというのが比較的高いところにあるのですが。これは、今の社会の、行政の考え方からすると、相当ギャップがあるなという。

でも、親の側からすると、それはどっちも夢なんです。親といつまでも生きておられるわけではないわけで、いずれいなくなる。入所施設も、今、そう簡単に入れる時代ではないんです。よっぽどのことでなかったら、他府県の入所施設にすら入れないという。そういう実態があるので、この辺のところ、今の施策の到達というか、現状なんですよというところは、ぜひ、押さえてほしいなと思います。

もう一つが、グループホームか入所施設かというのが、今の選択肢にしかなくなっているわけですが、少なくともグループホームと同じぐらいの人たちが入所施設で生活をしているんだと。これが現実の姿なんです。

この人たちの、いわゆる生活環境というか、処遇の内容が、本当に重度の人ばかりが集まっています。これから高齢化しています。この辺のところを、ま

さに人権問題という視点も含めて、この入所施設で生活をしている人たちの、やっぱり本当に、この人の障がいというか生活を、どう権利として保障していくんだということも、ぜひ、考慮に入れてほしいなと思います。以上です。

○大谷部会長

はい、ありがとうございます。親御さん、あるいは入所されている方が、そういったところの人権も配慮しながら施策を進めていく必要があるだろうというご要望をいただいたところでございます。

はい、このニーズ実態調査結果について、他になければ、いったんこれを閉じさせていただきます。はい、ありがとうございます。

それでは、皆さんにお伺いをさせていただきます。まず、第4次大阪府障がい者計画見直しについて、意見具申（案）を事務局から報告がございました。これについて、本日もご意見をいただいたところでございます。おおむね皆さん方の、各委員としては、上手にまとめていただいたかなという評価であったかという判断をしております。

いただいた内容について、意見について、ここが31日でございますので、いったん私と事務局に引き取らせていただいて、今日いただいたご意見を参考に、これを最終案として取りまとめて報告することについてのご一任をいただきたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

○委員

異議なし。

○大谷部会長

はい、ありがとうございます。各委員のご意見を賜り、意見具申（案）というところで、8回の会合を重ねてまいりました。まだまだ至らない点はたくさんあるかと思いますが、いったん、これを、皆さんの意見をお預かりし、そして最終案としての骨格としては、これで了承いただいて、最後のところについては、事務局と私に一任をいただいたということでございますので、よろしく願いいたします。

それから、案件の2番、平成28年度大阪府障がい者生活ニーズ実態調査結果について、事務局のほうで、本当にご苦勞いただいてまとめていただいた結果でございます。これについても、おおむね本当に時間をかけて取りまとめていただいたという各委員のお言葉をいただきました。大変、委員長としてはありがたく思っているところでございます。

ただ、先ほど委員からご指摘がありましたように、それぞれの障がい別により、さまざまな特性に応じた施策という、きめ細やかな施策を生かすためには、こういったニーズの実態調査を生かしていく必要がある。そんな中で、聴覚であったり、あるいは、それぞれ

の身体障がいだけに限らず、知的障がい、あるいはそれ以外のさまざまな個々の違いによって、ニーズが必要だということであれば、今後、この調査を活用し、施策の中で生かしていただけるよう、これは事務局としても、ご協力をさせていただくということでもいいですね。

はい、ということで了解を得ておりますので、今後、施策の中で、各委員、この実態調査を、これだけに終わらせずに、活用の方法について、ご指導、あるいはご指摘を賜れば、情報をさらにお出しする、あるいはまとめて成果としてお示しするということは、やぶさかではないということでございます。

どうぞ、それぞれの現場で、あるいはそれぞれの場所で、こういったニーズ調査についても生かしていただきますよう、ご活用をお願いして、この調査結果についての了解をいただいたとご理解させていただきたいと思っておりますけれども、よろしゅうございますでしょうか。一応、これについて、各委員のご了解をいただいたということでございます。

ご了承いただきましたので、これをホームページでもアップするんですよ。

○事務局

はい、本日の資料として、ホームページでアップさせていただきます。

○大谷部会長

はい。アップもしておりますので、今後ご活用になる場合は、ご連絡、あるいは見ていただいて、ご活用いただければ大変ありがたいかと思っておりますところでもございます。

はい、この案件、今日、第8回第4次大阪府障がい者計画評価・見直し検討部会最終ということで、意見具申（案）については、一応了解をいただき、細部のところについては、委員長あるいは事務局に一任ということでご理解をいただきました。

それから2点目、大阪府障がい者生活ニーズ実態調査の分析について、おおむね了解をいただいたということで、今後の活用について、また皆さんと一緒に考えていければ幸いかと思っておりますところでございます。

おおよそ、今日用意した議題は、皆さんのご意見を賜り、無事審議としては終了ということになり、新年度、また施策の中で生かしていただければと考えているところでございます。

私のほうは、委員長としてつたない進行で、大変皆さんにはご迷惑をお掛けしましたけれども、これでこの任を解かせていただいて、いったんこの部会を終了させていただきたいと思っておりますので、どうぞ、今後ともよろしく願いをして、事務局にマイクを返したいと思っております。皆さん、どうもありがとうございました、ご苦労さまでした。

○事務局

事務局でございます。大谷部会長はじめといたしまして、委員の皆さまには、この第4次障がい者計画の評価・見直し検討部会におきまして、これまでの間、大変熱心にご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

昨年5月に、第1回目の、この部会を開催させていただきました以降、ほぼ毎月のようにこの会議を重ねていただきました。今回の見直しにつきましては、障がい者に関わる法律、あるいは制度、こういったものが毎年のように変わっていく中で、また、障がい者の命や暮らし、尊厳を脅かすような災害、あるいは事件、こういったものが頻発する中で、この第4次計画の中で見据えた目指すべき姿、これの実現に向けて試行錯誤を繰り返しながらの検討となりました。

そういった意味で、現時点での単なる時点修正ということだけではなく、新たな視点も盛り込んでいただいたかたちで、この意見具申（案）を取りまとめていただけたということにつきまして、心から感謝を申し上げたいと思います。

とりわけ大谷部会長には、この他ご尽力をいただきまして、誠にありがとうございました。冒頭、西口のあいさつにもありましたが、来年度早々から、親会であります推進協議会の中で、この意見具申（案）について報告をさせていただき、第4次障がい者計画改定作業に入ってまいります。

そういう意味では、これからが本番ということで認識しております。事務局一同、改めて気持ちを引き締めて取り組んでまいりたいと考えております。また、本日も含めまして、本部会におきまして、いただきましたご意見、いずれも貴重なものだと考えております。計画づくりの中で反映させていただきますとともに、これからも府政の推進にも、着実に役立てていきたいと考えております。

委員の皆さまにおかれましては、これまで精力的にご審議をいただきましたことにつきまして、重ねてお礼を申し上げまして、閉会にあたってのごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○事務局

それでは、大谷部会長、委員の皆さま、本当にありがとうございました。

以上をもちまして、「第4次大阪府障がい者計画評価・見直し検討部会」を閉会いたします。どうもありがとうございました。

（終了）